

# 平成 26 年 8 月の広島土砂災害により被害を受けた方の 税務上の措置（手続）FAQ

平成 26 年 8 月  
広島国税局

平成 26 年 8 月の広島土砂災害により被害を受けた方の税制上の措置（手続）等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考としてください。

## 《 目 次 》

### I 災害にあった場合の税制上の取扱い

- [Q 1] 今般のような災害を受けた人に対する税制上の措置は、どのようなものがありますか。 . . . 2  
[Q 2] 納税の猶予の「相当の損失」とはどの程度の損失をいいますか。 . . . . . 2

### II 申告等の期限延長

- [Q 3] 平成26年8月の広島土砂災害により被害を受けましたが、平成26年分所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納付は、平成27年3月16日までにしなければならないですか。 . . . . . 3

### III 個別指定

- [Q 4] 申告・納付の期限延長を行うためには、具体的にどのような手続きが必要ですか。 . . . . . 3  
[Q 5] 申告等の期限はいつまで延長が認められますか。 . . . . . 3  
[Q 6] 災害等のやんだ日とは、いつの日をいいますか。 . . . . . 3  
[Q 7] 顧問税理士が被災されており申告できない場合にも、期限延長は認められますか。 . . . . . 4

### IV 納付

- [Q 8] 災害発生時に所得税の確定申告を行い、納付はまだ行っていない場合、納付については期限延長が認められますか。 . . . . . 4  
[Q 9] 申告期限の延長が認められた場合、延滞税・利子税はどのようにになりますか。  
また、加算税は賦課されますか。 . . . . . 4  
[Q 10] 振替納税を利用して、申告期限が延長された場合、振替納税日も延長されますか。 . . . . . 4  
[Q 11] サラリーマンは毎月源泉徴収されていますが、被災した場合に源泉徴収をされないような措置がありますか。 . . . . . 5

### V 避難所等の最寄り税務署での相談

- [Q 12] 避難所等に避難していますが、還付申告はどこで受け付けてもらえますか。 . . . . . 6  
[Q 13] 避難所等にいるため、金融機関の口座番号が分からない場合、還付金はどのような方法で受け取ることができますか。 . . . . . 6  
[Q 14] 金融機関に問い合わせたが口座番号が分からない、又は預貯金口座の開設ができない場合、還付金はどのように受け取ることができますか。 . . . . . 7  
[Q 15] 既に還付申告をしている場合、避難所等の最寄り税務署でも、還付金の処理状況を確認できますか。 . . . . . 7

### VI 申告手続等

- [Q 16] 帳簿書類がすべて流失してしまった個人事業者は、どのように申告をすればよいですか。 . . . . . 7  
[Q 17] 課税仕入れに係る帳簿書類等がすべて流失していますが、消費税の仕入税額控除は認められますか。 . . . . . 7

### VII 予定納税

- [Q 18] この度の災害により、所得が大幅に減少しますが、予定納税額の納税猶予や減額を受けることができますか。 . . . . . 8

## I 災害にあった場合の税制上の取扱い

**[Q 1] 今般のような災害を受けられた人に対する税制上の措置は、どのようなものがありますか。**

[A]

- 1 大雨などの災害にあった場合の税制上の措置としては、
  - ①申告・納付等の期限の延長、②所得税の全部又は一部の軽減、③納税の猶予などがあります。
- 2 申告、納付等の期限の延長については、災害などの理由により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができないと認められる場合には、所轄の税務署長等は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付などの期限を延長することができます（国税通則法第11条）。
- 3 所得税の全部又は一部の軽減については、災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の全部又は一部の軽減を受けられる場合があります（所得税法第72条、災免法第2条）。
- 4 納税の猶予については、災害により、財産に相当の損失を受けた納税者や国税を一時に納付することが困難な納税者について、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、原則として1年以内の期間に限り、国税の全部又は一部についての納税の猶予を受けることができます（国税通則法第46条）。

**[Q 2] 納税の猶予の「相当の損失」とはどの程度の損失をいいますか。**

[A]

「相当の損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合が、おおむね20%以上の場合をいいます。

この場合、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（住宅、家庭用動産、農地等）である場合の損失の割合は、その重要な財産の区分ごとに行うこともできます。

なお、保険金又は損害賠償金などにより補てんされた又は補てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除することとなります（通基通第46条関係2）。



## II 申告等の期限延長

**[Q 3] 平成 26 年 8 月の広島土砂災害により被害を受けましたが、平成 26 年分所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納付は、平成 27 年 3 月 16 日までにしなければならないですか。**

[A]

今般の大雨で被災された方が交通途絶等により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができない場合には、個別に申告等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、改めて、ご相談ください。

なお、避難所等に避難されている方については、避難所等の最寄りの税務署でもご相談を受け付けています。



## III 個別指定

**[Q 4] 申告・納付の期限延長を行うためには、具体的にどのような手続きが必要ですか。**

[A]

納税地を管轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。

**[Q 5] 申告等の期限はいつまで延長が認められますか。**

[A]

- 1 申告期限等の延長期限については、国税通則法第 11 条に基づき、災害等のやんだ日から 2 か月以内とされています。
- 2 また、申告等の期限延長申請をされた方につきましては、個々の納税者の被災状況等を踏まえて延長期限を個別にご連絡させていただくこととしております。

**[Q 6] 災害等のやんだ日とは、いつの日をいいますか。**

[A]

災害等のやんだ日とは、申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした方が、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日などになります。

いずれにしても、状況が落ち着いた後、改めて、ご相談ください。

**[Q 7] 顧問税理士が被災されており申告できない場合にも、期限延長は認められますか。**

[A]

今般の土砂災害の影響により、顧問税理士が納税者の皆さまから預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、期限までに納税者の方の申告ができない場合があることも想定されます。

そのような場合についても期限延長が認められますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。



#### IV 納付

**[Q 8] 災害発生前に所得税の確定申告を行い、納付はまだ行っていない場合、納付については期限延長が認められますか。**

[A]

今般の土砂災害で被災された方など納付等が困難な方につきましては、個別に納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、改めて、ご相談ください。

なお、避難所等に避難されている方については、避難所等の最寄りの税務署でもご相談を受け付けています。

**[Q 9] 申告期限の延長が認められた場合、延滞税・利子税はどのようになりますか。  
また、加算税は賦課されますか。**

[A]

- 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき、国税の納期限が延長された場合には、その延長された期間については、その国税に係る延滞税及び利子税は課されません（国税通則法第 63 条第 2 項、第 64 条第 3 項）。
- 2 また、加算税については、認められた延長期限内に申告を行えば課されません。

**[Q10] 振替納税を利用して、申告期限が延長された場合、振替納税日も延長されますか。**

[A]

- 1 納付等の期限延長を受けられた方につきましては、振替納付日も延長されます。
- 2 延長後の振替納付日については、改めて、お知らせします。

**[Q11] サラリーマンは毎月源泉徴収されていますが、被災した場合に源泉徴収をされないよ  
うな措置がありますか。**

[A]

- 1 災害により住宅又は家財について、その価額の2分の1以上の損害を受け、かつ、平成26年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下の方については、その見積額に応じて、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます（災害減免法第3条）。

徴収猶予又は還付される金額

その年分の合計所得金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額
500万円以下の場合		災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
500万円を超え750万円以下の場合	(1) 6月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません
	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	7月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
	(3) (1)又は(2)に代えてこの項によることを選択した場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額の2分の1	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額の2分の1
750万円を超え1,000万円以下の場合	(1) 9月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません
	(2) 10月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません







## Ⅶ 予定納税

[Q18] この度の災害により、所得が大幅に減少しますが、予定納税額の納税猶予や減額を受けられることができますか。

[A]

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税の段階でも、その減額を受けることができます。

まず、第1期分の予定納税額については、減額申請の期限が7月15日、納期限が7月31日までとなっていますので、今般の災害により納付が困難となった場合につきましては、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することで、原則として1年以内、納税の猶予を受けることができます。

次に、第2期分の予定納税額については、次の2つの方法により減額を受けることができます。

### 1 所得税法

10月31日の現況によって、平成26年分の所得金額と税額を見積もっていただき、原則として11月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

なお、「予定納税額の減額申請書」についても、期限延長の対象となります。

期限延長を受けられる場合は、納税地を管轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

### 2 災害減免法

次のイ及びロのいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額を見積もっていただき、災害のあった日から2か月以内に「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

イ 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上である

ロ その年の所得金額の見積額が1,000万円以下である